

吳市教育委員会議題  
(令和4年10月25日定例会)

吳市教育委員会



令和4年10月25日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第29号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- 4 報告第30号 令和3年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について
- 5 教議第49号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 6 教議第50号 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について



1 概要

令和4年度（4月1日～10月19日まで）

発生した学校	臨時休業を 実施した学校	陽性となった 学校関係者
小 1331校	小 289校	児童 2521名
中 674校	中 113校	生徒 1145名
高 56校	高 11校	教職員 203名
のべ 2061校	のべ 413校	計 3869名

2 学校の対応について

「呉市立学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について」を呉市教育委員会ホームページに掲載

【掲載内容】

1 基本的な感染症対策の実施

- (1) 感染源を絶つこと
- (2) 感染経路を絶つこと
- (3) 抵抗力を高めること

2 集団感染リスクへの対応

- (1) 「密閉」の回避（換気の徹底）
- (2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）
- (3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

3 留意事項



報告第30号

令和3年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について

令和3年度定期監査における教育委員会分の指摘内容に対する措置状況については、別紙のとおりです。

改善又は検討を要望する事項	措置状況
<p>教育委員会 学校施設課</p> <p>1 業務委託の実施期間を年度当初から1年間とする「小学校センターサーバ等保守業務」に係る契約を、長期継続契約として、新年度開始前に締結しているが、当該契約書に、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する旨の解除条項が記載されていなかった。</p> <p>長期継続契約を締結する場合、上記条件を付す必要がある。</p> <p>については、「契約の手引(契約課作成)」に留意し、適正な契約事務をされたい。</p> <p>2 「学習用タブレット端末等保守運用業務」ほかに係る契約において、契約保証金の納付を免除しているにもかかわらず、契約書にその旨の記載がなかった。</p> <p>については、適正な契約事務をされたい。</p> <p>3 物品の検査員は、物品出納員及び物品分任出納員を除いた職員の中から物品管理者が指定することとなっているにもかかわらず、物品出納員である者を物品検査員として指定し、「昭和中学校普通教室エアコン修繕」ほかに係る完了検査を、当該職員に行わせていた。</p> <p>については、「物品出納員及び出納員等の事務引継等について(会計課長通知)」に留意し、適正な事務処理をされたい。</p> <p>4 継続的に使用を許可している行政財産の使用料について、4月末日を納期限として納付させるべきであるにもかかわらず、納期限を5月17日とした納入通知書を交付しているものがあった。</p> <p>については、「行政財産目的外使用許可等に係る事務について(管財課長通知)」に留意し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>1 御指摘後、令和4年2月17日に受託者に、長期継続契約を締結する場合に必要な解除条項が記載していなかった旨説明し、承諾を得ました。</p> <p>今後は、契約規則の規定に基づき、適正な契約事務を行ってまいります。</p> <p>2 御指摘後、直ちに受託者に説明し、承諾を得た上で、令和4年2月17日に双方の契約書を適正なものに改め、双方の契約書に所要の押印訂正を施しました。</p> <p>今後は、契約規則の規定に基づき、適正な契約事務を行ってまいります。</p> <p>3 御指摘のとおり検査員の指定誤りがありましたので、令和4年2月10日に検査員を指定し直した上で、令和4年2月14日に適正な事務処理を行いました。</p> <p>今後は、このようなことのないよう、適正な事務処理に努めます。</p> <p>4 御指摘の件につきましては、使用期間更新許可に係る使用料の納期限を4月末日として統一的に取り扱うよう、課内職員に周知しました。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、適正な事務処理に努めてまいります。</p>



教議第49号

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を  
改正する規則の制定について

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を  
改正する規則

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年呉市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第9条関係）		別表第2（第9条関係）	
特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間	特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
(1)～(13) 略		(1)～(13) 略	
(14) 職員が配偶者の産前産後の期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する場合	配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から出産の日後8週間（ <u>出産の日以前の期間が6週間に満たないこととなつた場合</u> ）にあつては、その満たない期間を8週間に加算した期間）を経過する日までの期間内において、5日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間	(14) 職員が配偶者の産前産後の期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する場合	配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から <u>出産の日以後1年</u> を経過する日までの期間内において、5日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
(15)～(24) 略		(15)～(24) 略	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則は、令和4年10月1日から適用する。

議案資料 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

職員が働きやすい職場環境の整備を図るため、広島県の「職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」の一部が改正されたことに伴い、呉市立呉高等学校教職員の特別休暇に関する所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

配偶者の産前産後の期間における出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合の特別休暇の対象期間を拡大します。

3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則は、令和4年10月1日から適用します。

教議第50号

呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について  
 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

呉市外国語指導助手任用規則（令和2年呉市教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職務)</p> <p>第2条 外国語指導助手は、呉市教育委員会                      教育部学校教育課長（以下「所属長」とい                      う。）の指示を受け、次に掲げる職務を行                      う。</p> <p>(1) <u>呉市立小学校、中学校又は高等学校に</u>                      おける外国語授業等の補助</p> <p>(2) <u>呉市立小学校</u>における外国語活動等                      の補助</p> <p>(3) ～(9) 略</p> <p>(退職)</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 外国語指導助手は、呉市教育委員会                      教育部学校教育課長（以下「所属長」とい                      う。）の指示を受け、次に掲げる職務を行                      う。</p> <p>(1) <u>呉市立学校</u>における外国語授業等の                      補助</p> <p>(2) <u>呉市立学校</u>における外国語活動等の                      補助</p> <p>(3) ～(9) 略</p> <p>(退職)</p>
<p>第4条 外国語指導助手は、やむを得ない理                      由により、前条の任期の満了前に退職しよ                      うとするときは、退職しようとする日の30日                      前までに<u>所属長</u>に申し出なければならない                      。</p> <p>(報酬及びその計算)</p>	<p>第4条 外国語指導助手は、やむを得ない理                      由により、前条の任期の満了前に退職しよ                      うとするときは、退職しようとする日の3                      0日前までに<u>委員会</u>に申し出なければなら                      ない。</p> <p>(報酬及びその計算)</p>
<p>第5条 外国語指導助手の報酬は、来日1年                      目については月額28万円（年額336万                      円）、2年目については月額30万円（年                      額360万円）、3年目については月額3                      2万5千円（年額390万円）、4年目及                      び<u>5年目</u>については月額33万円（年額3                      96万円）<u>程度</u>とし、源泉所得税、住民税、                      社会保険料及び雇用保険料については、当                      該報酬額から外国語指導助手が負担する。</p> <p>2 略</p> <p>3 報酬の支給期間は月の1日から末日ま                      でとし、報酬の支給日はその月の18日と                      する。ただし、当該支払の日が国民の祝日</p>	<p>第5条 外国語指導助手の報酬は、来日1年                      目については月額28万円（年額336万                      円）、2年目については月額30万円（年                      額360万円）、3年目については月額3                      2万5千円（年額390万円）、4年目<u>以</u>                      降については月額33万円（年額396万                      円）とし、源泉所得税、住民税、社会保険                      料及び雇用保険料については、当該報酬額                      から外国語指導助手が負担する。</p> <p>2 略</p> <p>3 報酬の支給期間は月の1日から末日ま                      でとし、報酬の支給日はその月の18日と                      する。ただし、当該支払の日が国民の祝日</p>

に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日法による休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

4～6 略

（休日）

第10条 外国語指導助手は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられた場合を除き、正規の勤務時間（前条第2項に規定する勤務時間をいう。）においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下この条において「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

2・3 略

（年次有給休暇）

第11条 外国語指導助手の年次有給休暇は、第3条に規定する任期の期間の休暇とし、当該1年間に受ける日数は、来日1年目については10日、2年目については11日、3年目については12日、4年目については14日、5年目については16日とする。ただし、中途採用者については、別途定めることとする。

2～4 略

（特別休暇）

第13条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(7) 略

(8) 外国語指導助手の妻（届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 出産のために入院をした日から、出産の日の

に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

4～6 略

（休日）

第10条 外国語指導助手は、祝日法による休日には、特に勤務することを命ぜられた場合を除き、正規の勤務時間（前条第2項に規定する勤務時間をいう。以下この号において同じ。）においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下この条において「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

2・3 略

（年次有給休暇）

第11条 外国語指導助手の年次有給休暇は、第3条に規定する任期の期間の休暇とし、当該1年間に受ける日数は、来日1年目については10日、2年目については11日、3年目については12日、4年目については14日、5年目については16日とする。ただし、年度途中採用については、別に定める。

2～4 略

（特別休暇）

第13条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(7) 略

(8) 外国語指導助手の妻（届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等又は

翌日から起算して1月を経過する日までの期間内において7日以内で必要と認める期間

(9)～(17) 略

2 略

(育児休業)

第14条 外国語指導助手は、次の各号のいずれにも該当する場合には、委員会の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で、育児休業をすることができる。

(1) 引き続き在職した期間が1年以上である者

(2) その養育する子が1歳6か月に達する日までに、その任期（再度任用される場合にあつては、再度任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者

(服務の宣誓)

第19条 略

2 外国語指導助手が、任期満了の日の翌日に、再度任用された場合は、先の任用に際して行った服務の宣誓をもって、これを行ったこととみなす。

(守秘義務)

第23条 外国語指導助手は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。この場合において、外国語指導助手を退職した後も同様とする。

(免職、休職等)

第30条 略

2 略

3 外国語指導助手は、次の各号のいずれか

当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から、出産の日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間内において7日以内で必要と認める期間

(9)～(17) 略

2 略

(育児休業)

第14条 外国語指導助手は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条及び第3条の規定により、育児休業をすることができる。

(服務の宣誓)

第19条 略

2 外国語指導助手が、任期満了の日の翌日に、再度任用された場合は、先の任用に際して行った服務の宣誓をもって、これを行ったものとみなす。

(守秘義務)

第23条 外国語指導助手は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。外国語指導助手を退職した後も同様とする。

(免職、休職等)

第30条 略

2 略

3 外国語指導助手は、次の各号のいずれか

に該当する場合は、その職を失う。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた場合（その罪が業務上の過失であり、かつ、刑の執行を猶予された者を除く。）

(2) 略

（休職期間中の報酬）

第32条 第30条第2項の規定による休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

(1) ・ (2) 略

(3) 同条第2項第2号の規定による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

に該当する場合は、その職を失う。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた場合（その罪が業務上の過失であり、かつ、刑の執行を猶予されたときを除く。）

(2) 略

（休職期間中の報酬）

第32条 第30条第2項の規定による休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

(1) ・ (2) 略

(3) 第30条第2項第2号の規定による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の呉市外国語指導助手任用規則第13条及び第14条の規定は、令和4年10月1日から適用する。

#### （提案理由）

外国語指導助手の育児参加休暇の期間及び育児休業について、本市における他の会計年度任用職員に合わせて拡充するほか、所要の規定を整備するため、この規則案を提出する。

## 議案資料 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について

### 1 改正の趣旨

外国語指導助手の育児参加休暇の期間及び育児休業について、本市における他の会計年度任用職員に合わせて拡充するほか、所要の規定を整備するものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 育児参加休暇の期間

外国語指導助手の育児参加休暇の期間について、出産入院日から出産後1月を経過する日までとしているものを、出産予定日の6週間前の日から出産後1年を経過する日までに拡充します。

#### (2) 育児休業

外国語指導助手の育児休業について、他の会計年度任用職員に合わせます。

#### (3) その他

語句の誤り等を訂正します。

### 3 施行期日

公布の日

ただし、育児参加休暇及び育児休業に関する規定については、10月1日から適用します。

